

噴火時等の避難計画の手引き作成委員会の開催について

〔平成 27 年 12 月 10 日〕
内閣府政策統括官（防災担当）決定

1. 趣旨

活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）が改正され、火山地域の地方公共団体に対して、噴火時等の避難計画を地域防災計画に位置付けることが義務付けられた。さらに、火山周辺の集客施設や要配慮者施設の管理者等に対して、避難確保計画の作成が義務付けられた。

内閣府では、これまで、地方公共団体が避難計画を策定する際の手引きとして、「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引」（平成 24 年 3 月）を作成し、地方公共団体の取組を支援してきたところであるが、御嶽山噴火（平成 26 年 9 月）の教訓を踏まえた、登山者等を想定した避難対策や、個々の施設が検討すべき防災対応については、当手引きには十分な記載がなされていない。

このため、「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引」の改訂、及び集客施設等における噴火時等の避難確保計画策定のための新たな手引きの作成を目的として、「噴火時等の避難計画の手引き作成委員会」（以下「委員会」という。）を開催する。

2. 構成員

- （1）委員会は、別紙に掲げる学識委員をもって構成し、内閣府政策統括官（防災担当）（以下「統括官」という。）が開催する。
- （2）統括官は、学識委員の中から委員会の座長を依頼する。
- （3）座長は、必要に応じ、その他の関係者の出席を求めることができる。

3. 委員会の庶務

委員会の庶務は、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）において処理する。

4. その他

前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

噴火時等の避難計画の手引き作成委員会 委員名簿

池谷 浩	一般財団法人砂防・地すべり技術センター研究顧問
石原 和弘	京都大学名誉教授
尾形 好雄	公益社団法人日本山岳協会副会長・専務理事
河野 まゆ子	J T B 総合研究所観光危機管理研究室主任研究員
関谷 直也	東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター特任准教授
山口 昇士	神奈川県箱根町長
吉本 充宏	山梨県富士山科学研究所主任研究員